

市内米軍施設の現況等について

1 令和5年9月22日以降の主な経過

9月22日 基地対策特別委員会

- 議題**
- 1 市内米軍施設の現況等について
 - 2 政府に対する要望活動について

9月22日 基地対策特別委員会視察
(鶴見貯油施設、瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドック)

10月17日 防衛省南関東防衛局から「北富士演習場における米軍の訓練実施に伴う瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドックでの物資の搬出入について」本市に連絡

10月24日 厚木基地騒音対策協議会において、厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等に関する要請書が決定され、10月25日及び10月26日に国等に対し要請行動を実施

【要請項目】

(外務省、防衛省ほか)

- 1 空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面实施すること
- 2 恒常的訓練施設を整備すること
- 3 厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供を行うこと

構成：神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、町田市

10月25日 防衛省南関東防衛局から「根岸住宅地区における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除について」本市に連絡(別紙1)

11月14日 「米軍施設である『池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の飛び地』における防災訓練の実施について」本市が発表

11月15日 「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を本市が発表

「市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援」

(防衛省、外務省、財務省、国土交通省)

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

12月1日 神奈川県基地関係縣市連絡協議会（本市は副会長市）が「鹿児島県屋久島沖での米空軍オスプレイCV-22の墜落事故に係る要請」を国に提出

【要請内容】

- 1 当該事故の原因を早急に究明し、事故原因に即した実効性のある再発防止策を講じること。
- 2 安全が確認されるまでオスプレイの飛行を停止するなど、安全確保に万全を尽くすこと。
- 3 当該事故の原因や再発防止策等については、適宜情報提供を行うとともに遅滞なく公表すること。

構成：神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

2 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における防災訓練について（別紙2）

根岸住宅地区における土壤汚染対策法に基づく
形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

令和5年1月13日に防衛省が実施した土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査の結果、基準不適合土壤が認められ、形質変更時要届出区域が指定されました。

令和5年7月14日に一部区域（図中の緑部分）で基準不適合土壤が掘削除去されたことから指定が一部解除され、残された形質変更時要届出区域は図中の区域（赤・青部分）となっております。

今回、さらに一部区域（図中の青部分）で基準不適合土壤を掘削除去したため、令和5年10月25日に形質変更時要届出区域の指定が一部解除されたものです。

根岸住宅地区における形質変更時要届出区域



※ 形質変更時要届出台帳に基づき作成

【参考】形質変更時要届出区域とは

土壤汚染が認められた土地で、土壤汚染の人への摂取経路が無く健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が義務付けられていない区域のことです。ただし、土地の形質の変更を行う場合は、届出が必要です。

横浜市公告第 624 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 1 月横浜市公告第 11 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 10 月 25 日

横浜市長 山中竹春

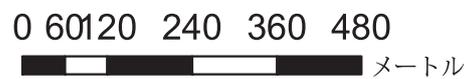
- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
中区寺久保地内（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平31建都計第9008号】

横浜市中区の一部
解除する形質変更時要届出区域：■



1 趣旨

米軍施設である池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地は、平成16年の日米合同委員会において、返還方針が合意されていますが、未だ返還に至っていません。また、この地域の広域避難場所として指定されていますが、現状はフェンスで囲われ、入口が施錠されていることから、発災時での利用には一定の手続きが必要な状況となっています。

そこで、大地震時の火災などの災害に備えるため、昨年11月に自治会町内会長の方々や関係者の参加による手順確認訓練^{*}を実施しました。

今回、より多くの周辺住民の方々が参加し、規模を拡大して防災訓練を実施しました。

※手順確認訓練：地域からの要請を受け、現地に常駐する米軍関係者が速やかに出入口の鍵を開け実際に避難行動を行うまでの手順を確認したもの。参加者数は合計28名。

2 日時 令和5年11月18日（土） 午前9時30分から11時15分

3 主催 金沢区六浦西地区町内会連合会

4 参加者（合計 98名）

・近隣の自治会町内会	85名
・横浜市関係者（政策局、金沢区役所）	10名
・南関東防衛局、米海軍	3名

5 会場 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地



位置図

6 訓練内容

- ・自治会町内会長から区役所への開錠依頼、米海軍による開錠までの手順確認（図1）
- ・近隣の住民が広域避難場所に参集（図2）
- ・住民の参集者の氏名確認
- ・防災資機材（テント、発電機等）の運搬、組み立て、使用方法の確認（図3、図4、図5）



図1 米海軍による開錠



図2 住民が避難場所に参集



図3 防災資機材の運搬



図4 防災資機材(テント)の組み立て



図5 防災資機材(発電機、投光器)使用方法の確認



図6 連合町内会長による講話

7 訓練後のご意見・ご要望

- ・周辺に避難できる場所が少なく、発災時において当該地は貴重な空間である。
- ・この場所に入ったことのない住民も多く、場所と広さが確認できたことが重要である。
- ・広域避難場所として速やかに利用ができるように、鍵の管理について検討してほしい。
- ・トイレ、備蓄品の確保が必要。また移動方法等手順を明確にして、誰でも円滑に利用できるようにしておいたほうが良い。
- ・開錠や参集の手順を関係者間で習熟しておく必要があり、訓練を継続して実施していきたい。

8 今後の取組

- ・今後も自治会町内会と議論を重ねながら訓練内容を検討し、大地震時の火災などの災害に備えていきます。また、訓練の実施内容や時期などは、その都度米海軍との協議が必要となるため、本市としましても引き続き国や米海軍と緊密に調整していきます。
- ・引き続き、返還方針合意済みである飛び地の早期返還を要望していきます。